

青 警 本 総 第 1 7 号  
平成29年5月10日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則の制定について

この度、青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則（平成29年5月青森県公安委員会規則第6号）が別添のとおり制定され、公布の日から施行されることとなった。

制定の理由及び主な内容については下記のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

青森県警察公文書管理規程に鑑みて、保存期間を見直し制定したものの。

2 制定の主な内容

警察法第79条に規定する事務に関する行政文書及び委員会又は委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望及びその処理に関する行政文書の保存期間を1年から3年に改めた。

担当：総務課公安委員会係

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

青森県公安委員会規則第六号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会公文書管理規則（平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二号

）の一部を次のように改正する。

別表（第十条関係）を次のように改める。

別表（第十条関係）

保存期間	行政文書	保存期間満了後の措置
三十年	<p>委員会の会議録（委員会の会議に提出された行政文書であつて、委員会が会議録と併せて保有することが必要と認められたものを含む。）</p>	<p>移管又は特定保存（公安委員会の会議に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）</p>
五年	<p>移管・廃棄簿</p> <p>警察法第四十三条の二に規定する事務に関する行政文書</p>	<p>移管又は特定保存（公安委員会の監察の指示等に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）</p>

無期限		三年		
		委員会の会議資料	警察法第七十九条に規定する事務に関する行政文書	移管又は特定保存（公安委員会の会議に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）
目録	行政文書ファイル管理簿	委員会又は委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望及びその処理に関する行政文書	移管又は特定保存（公安委員会の苦情の申出等に関する行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）	廃棄
無期限		三年		
		委員会の会議資料	警察法第七十九条に規定する事務に関する行政文書	移管又は特定保存（公安委員会の会議に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。